

米國憲法の經濟的考察 (三)

米 本 新 次

特別聯合會議委員の經濟的分野

憲法會議前の Articles of Confederation に依る政治組織にては、前章に列記した四つの有力なる經濟階級 (Economic Groups) にとつては不利であつた。彼等の財産權を保護するのに充分でなかつたので、新憲法會議運動が起つたのである。次に研究しなければならぬ問題は、此の會議に各州から派遣された委員自身が、此の運動を起した四つの階級の中の何れかの階級に屬して居たか、又は其の (Economic Interest) を代表して居たかと云ふ事である。換言すれば彼等委員の Philadelphia 會議に於ける努力は直接彼等に應報せられたか。彼等は新憲法制定に依つて、直ちに其の價值が増加し、價格が騰起する財産の所有者であつたか否かと云ふ事である。

會議委員が金貸業者・公債所有者・西部新領土の大地主・商工業者であるか否かは本會議に密接な關係を有するが故に、新憲法は全く彼等の個人的利益のみを主として創められたと斷言することは出来ない。新興國家百年の大計を樹立せんと希望を持ち、如何にすれば、一般國民の幸福を増進すると同時に國家永遠の生命を維持する事が出来るかと云ふ大理想を抱き、之を實現すべく熱誠を捧げた事は勿論である。併し限り無い所有慾を有する人

間の爲す事は全然理想に依つて動くものではない。況や政治家と云ふ者は何處の國、何れの時代、處と時とを問はず、餓えたる狼の如く、甘きに集ふ蟻のその様に利權に目賢いものである。此の意味に於て各委員の職業資産其の他の經濟的關係を調べて置く事は有意義であるが、何分にも此の方面の消息を記録したるものは不完全にして、之を充分説明する事の出難無いは甚だ遺憾である。

先づ第一に獨立戰爭の殊勳者として、又當時の大政治家として新憲法に依つて北米合衆國第一回大統領の榮冠を勝ち得た George Washington に就いて調べて見る、に資産の點に於ては氏の右に出る者は無いと云はれて居た位である。Potomac 河に沿ふ廣い土地を所有して居たばかりでなく、其の手許にあつた金で西部の土地を買ひ求め、地價のやがて上るのを待つて居たのである。新政府出現に依つて西部の開発が實現するに到らば氏の益する所は莫大であつたに相違無い。一七九九年に作製した遺言に依れば、此の資産が何程であつたかと云ふ事がよく解る。Virginia, Ohio, Maryland, Pennsylvania, New York, Kentucky, 諸州其他に在る不動産は約五萬エーカーで當時の價格で參拾萬弗近くもあつた。氏の所有して居た公債も貳萬五千弗以上で、其の他奴隸・貸金等を合算すれば極く内輪に見積つても五拾參萬弗以上であつた。現在の米國にては五拾萬、六拾萬位の金額は極めて小さいが、併し百五十年前の當時の米國ではなか／＼大金であつた。資産家であつたといへ、氏はその一生を獨立運動に捧げたと云つてもよい程永い間此の大事業の完成に、只管精進したのである、それにも拘はらず、總ての報酬を拒絶したのである。氏が立替へた金の支拂として Congress より受け取つた紙幣の價值は暴落し、非常な損害を招いた

のである。故に Confederation に依る制度の爲に最も不利益を蒙り、其の缺點を最も直接に経験した者はワシントン氏であつた。

憲法會議の表面では餘り活動して居ない様であるが、同會議を成功に導いた第一人者は何人をおいても Alexander Hamilton でなければならぬ。此の會議をして有意義に、最も成果をあらしめるには如何にすればよいか、如何なる Social Groups の援助を求むればよいかと云ふ事を早くより注意して居たのは氏である。政治と云ふものは理想ばかりで進んで行ける理論や、抽象的なものでない。新憲法と云ふのも實際に立脚した具體的な目的の爲に建てられるのであつて、社會の或階級は少なからず經濟上の關係があるのである。しかし、利害が同じであつても之を自覺して居ないと何の役にも立たない。之等の人々に鞏固な中央政府はお互の利益であるが故に協力して其の實現を計らなければならぬと云ふ事を知らす必要を、誰よりも痛切に感じてゐたのは同人である。最も容易に團結さす事の出来る Groups は金貸業者・銀行家・債權者及び其の他の金工業者であつた。氏は之等の人々は都會に集中して居るので容易く纏め得る事を覺り、新政府の設立を彼等の利益と結び付けて置けば必ず彼等の力を借り得る事を知つて居たのである。時々 Hamilton の反對論者に氏が國民の利益を無視して此の種の階級の Financial Interest の味方である様に攻撃する者がある。併し、當時の一般國民と云ふものは資産も少く、政治上の勢力も無く、多くの場合は債務者であつて、氏が頼らんとする有力な階級の Financiers は理想にのみ依る主義や空論に耳を傾け無かつたのである。政府發行の紙幣を新政府が買ひ上げた時期が當を得て居ないとの非難もあるが、

併し新政府の維持、基礎を築くには如何にしても *Finance* の好感が必要であつたのであるから、致し方が無つたのである。保護關稅を希望してゐた商工業者の組織は容易であり、それを新政府の麾下に集める事の可能なる事を氏は覺つて居たのである。憲法會議前に都會到る處に起りつゝあつた産業助成の爲の保護關稅運動を氏は感づかすには居られなかつた。機を見るに敏な氏は直ちに鞏固なる政府の出現に依つて外國商品を壓迫し、諸州の産業を保護しなければならぬ事を力説し宣傳したのである。併し、此の産業政策の可否は此處に論ずる限りでない。但し、商工業者がその聲に應じて、憲法會議の成功に援助を與へ、努力を惜まなかつたのは事實である。

次に *Hamilton* の才に依つて打つて一丸とせられたのは西部土地の投機者等であつた *Washington*, *Franklin*, *Rhoads*, *Morris*, *James Wilson*, *William Bount* 等の知名の士も彼の力に依つて導かれたと云はれる程である。此の階級と新政府とが如何なる經濟上の關係があるかを判然と意識してゐた氏が採つた土地に對する政策は、自然と彼等の應援助力を得る様に仕向けられたのである。

以上の有力なる *Groups* の統制と積極的應援が無れば、憲法會議の成功を見る事は出来なく、政府の威力も命令も維持する事は出来なかつたのである。此の状態を早くから認めて居た *Hamilton* は之に對して適宜な處置を執つたのである。多數の小農・負債者・工場労働者は自己の利益から割り出して氏の政策に反對してゐた。併し、互に利益の一致してゐる事を自覺せず、何等の組織も機關も無き彼等は如何ともする事が出来なかつた。又 *Hamilton* の敵ではなかつた。彼等の中には制限選舉の爲に參政權も無く、政治上の無能力者が多數であり、しかも彼等の

爲に戦ふ闘士も、指導者も無つたのである。權勢と榮譽への近道は彼等の爲に戦ふ事ではなく、寧ろ其の反對であつた。WashingtonやHamiltonの率ゐるFederalistに對して種々雑多なHeterogenous petty interestsが統制せられ、Jeffersonの指揮の下に對抗するに到つたのは、餘程後の事である。

憲法會議に縱横に活動した氏は、新制度の下に合衆國の國務卿、大藏卿等の要職に就任した後も、社會から色と非難されたのである。氏が絶へず資本家と往來して居た爲に氏の行爲は何時も疑惑を持つて見られて居たのである。氏の反對者は之をHouse of Representativesの問題とした程であつた。しかし、氏の死後其の財産を整理した時には、それは云ふに足らない程の少額であつた。辯護士としての收入と政府の大臣としての報酬を受けながら、蓄への無つた所から判斷して見ると、世人の云ふ様に氏は新憲法に依つて餘り益した様には思はれない。氏程の位置に居た者が不正手段の用ひたならば、少なからず資産を造つて居たに相違ない。それに拘らず、氏の貧者としての死はその潔白を充分に物語つてゐる。實際家である氏は唯理想にのみ依つて憲法會議に臨んだのではなく、飽迄着實な足取りで大地を歩み占めて進んで行つたのである。

Robert Morrisは移民の子として少年時代は貧しい生活を送つて來た。併し、父の死の當時は生活に困らぬまでになつて居た。身を實業界に投ずるに及んで氏は著しい成功を遂げた。銀行・海運・貿易・工業・土地賣買にありとあらゆる事業に氏は關係して居たのである。氏の利害關係の及ぶ所は十三州の全部に涉つて居たのである。氏を繞る有力者が憲法會議委員に選出されてゐた事は、Federalistにとつて非常に好都合であつた。

Washingtonが大統領に就任した時に、彼を大藏卿に任命したのは、賢明な處置であつた。併し、多忙な彼は其の職を辭退して、Pennsylvania州選出の上院議員である方が國家の爲であると考へたのである。新政府に財源を與へ、新しい産業の保護獎勵になつた保護關稅を、Congressに無事通過せしめたのは、MorrisとHamiltonであると云はれた位である。Washington執政中、又首府のPhiladelphia移遷後も、氏は政治上の大勢力家であつた。

多額の有名無名の委員中で、小農業者・工業労働者の直接代表者と見做すべきものは唯一人も居なかつた。職業から見れば、辯護士が大部分を占め、地理的には資産家の集中して居る沿岸の都市、又はその郊外から多くの議員が選び出されて居る。大部分——最低八割——の議員は此の會議の結果に直接經濟關係を持ち、新憲法の制定に依つて多少の利益を得る地位に居たのである。

五十五名の委員の關係して居た經濟的方面を分類してみると、左の様である。

- (一) 公債所有者は四十名以上で、多額の所有者で有力なる委員が殆ど各州より一名以上出て居た様である。
- (二) 大地主其他土地投機者が十四五名で、其の中にワシントンも含まれてゐた。
- (三) 利子を取つて金を貸して居たものが極く内輪に見ても二十四名。
- (四) 商工業者が十一名。
- (五) 奴隸所有者が十五名以上。

此の類別を見て、各委員が此の會議に個人的に密接不離の經濟關係を持ち自己の經驗に依つて如何なる政府を

樹立すべきかといふ事を意識してゐたと思はれる。實際家である彼等委員が學理上の理想にのみとらはれず、作り上げた新制度は此の經濟上の分野と勢力とを認め、それを背景としたものであるから、これが今日まで動搖する事がなかつたのである。

財産に對する憲法の精神

今日各國で用ひられて居る成文憲法と云ふものは、條文を見た位でそれを理解する事は出来ない。通り一べんの法律的説明位は可能であつても、其の精神はなかく簡單には行くものでない。況や其の他經濟的考察は全然不可能である。條文に何等經濟上社會上の差別を設けず、何人にも何等の特權を認めず、參政權は財産制限を附せない憲法をEconomic Documentとして研究し、有力なるEconomic Interestsが之を如何に利用して、その利益を保護助長したかを見るには、當時の新聞パンフレット議事録其の他の種々の書類に依らなければならぬものである。

私有財産制の下に各人の所有する富の程度と種類の差異は當然であり、又これに依つて種々の經濟的階級やグループと云ふものが出来るのも餘儀ない現象と云ふべきである。之が政治に反映して主義政綱を異にする政黨が出来るのである。或時は、實際に於てはあまり大きな問題ではなく、些細な出來事が激しい鬭争を引起す事がある。併し、最も根強い争は富の分配の差から來るものである。Unequal Distribution of Wealth は其の根本である。此の軋轢は道德や宗教の力でも如何ともする事が出来ない。唯國家の力に俟つより外に道はないのである。然

らば、政治の目的の重要なもの、一つはどうしても此の異つた Interests を Control し、指導して行くかと云ふことである。如何にすれば之等種々の階級を圓滿に争なく共同生活をして行く事が出来る様にするかと云ふ事である。

之は政治の理想であるが、實際には其の様に簡單行くものではない。何れの時代に於ても、何處の國に於ても、強者は弱者を壓迫して居る。政治上優越せる位置にある者は、自己に都合よい法律を作るは當然位に考へてゐる。憲法會議委員が政治の理想を忘却したわけではないが、自己の利益をより多く考へて居たことは明白なる事實である。英本國に反旗を翻して獨立した新國家は、飽迄其の當初の自由平等の精神を無視するわけには行かない。何人も法律の前には絶對に平等でなければならない。法律は如何なる階級をも認める事は出来ない。國家は國民の國家でなければならぬ。併し、民主政治を徹底したならば現在ですら無産大衆から相當打撃を蒙つて居る有産階級は、將來一般民衆の自覺と團結のために益々苦しまなければならぬ様になる。會議の翌年 Madison が Jefferson に送つた手紙に依つても當時の人々の考へを窺ふ事が出来るのである。

Wherever the real power in a Government lies, there is the danger of oppression. In our Government the real Power lies in the majority of the Community, and the invasion of private rights is chiefly to be apprehended, need not from acts of Government contrary to the sense of its constituents, but from acts in which the Government is the mere instrument of the major number of the constituents. This is a truth of great importance.....
Whenever there is an interest and power to do wrong, wrong will generally be done, and not less readily by a

powerful and interested party than by a powerful and interested prince.

政治の實權を握つて居るものは之を濫用する危険は何時でもある。共和制に於ては、多數が少數の利益を蹂躪して專政を行ふを豫期するに難くない。無責任なる民衆は專政君主より此の點に於てはなほ危険である。當時の政治家が頭をなやました問題は、如何にすれば共和制を維持しながらも、無産大衆の勢力を壓へて、私有財産を永久に保護すべきやと云ふ事である。此の根本精神をもつて築き上げたものが現在の米國憲法である。

國家機關の組織

英國に於て議會が最初に生れたのは、專政君主の我儘を防ぐ爲であつた。然るに、其の議會の權限といふものは非常に擴張せられて、君主に任命せられる國務大臣の權限は縮少せられたのである。形式上は分立して居る立法權と執行權とは、實質に於いては獨立のものではなくなり、議員内閣制となつて議會に多數を占める政黨の領袖が、同時に内閣を組織し、隨つて行政權と立法權とは事實に於てはほぼ一體をなし、内閣は單に議會の役員會の様なものになつてしまつたのである。之は獨り英國のみならず、立憲的政治を行ふ多くの國に於てよく見る現象である。總ての權限は國民にあつて、國民の意志即ち國家の意志なりと爲す民衆國に於ては、直接國民から選ばれた議會が國家最高の機關である様に考へるに到るのは當然の事である。立法權萬能となれば多數の爲に少數の利益は蹂躪せられて仕舞ふ。その少數は常に有産階級である。當時の憲法制定者は之を熟知して居たので、その弊を救ふには立法權の專横を節制し得るだけの強い權力を有する執行權と司法權を設ける事を必要として居た

のである。或一の機關の濫用を防ぐに權力との間に均勢を保ち、相互に抑制せしめて、以て人民の自由と少數有産者の利益を確保するやうにと云ふのが、所謂「Checks and balances」又は「Balance of powers」の制度である。選挙の方法や時期の異つてゐる機關に權力が分たれて居れば、複雑な社會で如何に多數の無産階級が存すと雖も、一致して全機關を左右する事は容易に出來得るものではない。憲法の改正は更に難かしく *Rigid Constitution* にすれば安全である。此の組織に依つて、制定者は無産者から財産に及ぼす害を未前に防ぎながら、資産階級は實際政治に於ける勢力と經驗とによつて自己に都合のよい様に政治を運用する考へであつた。かくの如き思想に基づいて國家機關は仕組まれたのである。

以上の目的を期する爲に、國家の中央機關は其の選挙方法を異にしてゐる。代議員は各州より其人口に比例して各州が定めた有権者に依つて直接選挙せられ元老院議員は、各州の立法議會に於て選挙せられる。(一九一三年の憲法改正に依り、直接人民より選挙する様になる。)大統領は各州有権者より選ばれた選挙委員によつて選挙せられ、大審院長並に判事は大統領に指名されて元老院の承認を経て任命せられる事になつてゐる。一般國民の直接選挙は僅かに代議員のみであつて、これだけ實際政治上の勢力と云ふものは挫かれてゐるのである。

又各機關の任期に差が設けてあるので選挙によつて急に全部を取換へる事も出來ない様になつてゐる。代議員は二年、元老院議員は六年、それも同時ではなく二年毎に三分一づゝ、任期が満ちる様になつて居る。大統領の任期は四年で、大審院判事は終身である。間接選挙によつて輿論が直に政治に影響する計りでなく、時間的には

六ヶ年の月日を要する爲に、群集心理に依つて無産大衆が政治を動かす事は出来ないのである。

裁判官の地位の獨立と職務上の獨立とは何れの國にても認められてゐる原則である。併し、米國憲法の認めてゐる *Judicial supremacy* とは、裁判所の法律審査權である。普通裁判所は法律が正式の手續を経て公布せられて居る場合には、假令其の内容が不當であらうと不法であらうと如何ともすることが出来ないのである。然るに米國の *Federal court* は議會を通過して法律となるといへども、それが憲法に牴觸する場合には、獨自の解釋で其の法律を無効とする事が出来るのである。之に依つて議會が憲法の精神に反する様な法律を創つても、その實効を防ぐ事が出来るのである。茲に憲法を改正しない以上、憲法の解釋に關しては會議よりも大審院の權限が遙に強大である。聯邦議會に無産大衆の勢力が扶植せられても、大統領に何人が當選するとも、憲法のみに従つて絶對獨立の地位にある大審院は、嚴然として私權を保護し得る所に、一七八七年の政治家の苦心の跡がある。

私有財産の保護と云ふ事を念頭から瞬時も離した事のない會議委員等が作成した憲法に於て、參政權に何等の財産制限をも附して居ないのは、不思議である。何れの國の憲政史に於ても、重要な部分を占めてゐるものは、參政權に對する制限撤廢である。然らば、當時の政治家がそれを不必要と認めたかと云へば決してさうではなく大多數の委員は其の必要である事を主張して居たのである。如何なる財産制限を附すべきかと云ふ問題で、各委員の論說區々として一致せず、結局それが纏らず、各州に於て適當に決定する事になつたのである。(未完)